

# VICS についてのお問い合わせ

## VICS 情報有料放送サービス契約約款

### 第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 52 条の 4 の規定に基づき、この VICS 情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これにより VICS 情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後の VICS 情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICS サービス  
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM 多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICS サービス契約  
当センターから VICS サービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者  
当センターと VICS サービス契約を締結した者
- (4) VICS デスクランブラー  
FM 多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

### 第 2 章 サービスの種類等

(VICS サービスの種類)

第 4 条 VICS サービスには、次の種類があります。

- (1) 文字表示型サービス  
文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (2) 簡易図形表示型サービス  
簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (3) 地図重畳型サービス  
車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICS サービスの提供時間)

第 5 条 当センターは、原則として一週間に概ね 120 時間以上の VICS サービスを提供します。

### 第 3 章 契約

(契約の単位)

第 6 条 当センターは、VICS デスクランブラー 1 台毎に 1 の VICS サービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第 7 条 VICS サービスの提供区域は、別表 1 のとおりとします。  
ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の伝わりにくいところでは、VICS サービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第 8 条 VICS サービスは、VICS 対応 FM 受信機(VICS デスクランブラーが組み込まれた FM 受信機)を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができます。

(VICS サービスの種類の変更)

第 9 条 加入者は、VICS サービスの種類に対応した VICS 対応 FM 受信機を購入することにより、第 4 条に示す VICS サービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第 10 条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第 11 条 当センターは、次の場合には加入者が VICS サービス契約を解除したものとみなします。  
(1) 加入者が VICS デスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき  
(2) 加入者の所有する VICS デスクランブラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第 12 条 当センターは、加入者が第 16 条の規定に反する行為を行った場合には、VICS サービス契約を解除することがあります。また、第 17 条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICS サービス契約は、解除されたものと見なされます。

2 第 11 条又は第 12 条の規定により、VICS サービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICS サービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

### 第 4 章 料金

(料金の支払い義務)

第 13 条 加入者は当センターが提供する VICS サービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表 2 に定める定額料金の支払いを要します。  
なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

### 第 5 章 保守

(当センターの保守管理責任)

第 14 条 当センターは、当センターが提供する VICS サービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

(利用の中止)

第 15 条 当センターは、放送設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、VICS サービスの利用を中止することがあります。

2 当センターは、前項の規定により VICS サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 6 章 雑則

(利用に係る加入者の義務)

第 16 条 加入者は、当センターが提供する VICS サービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免責)

第 17 条 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由により VICS サービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。

2 VICS サービスは、FM 放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機による VICS サービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3 年以上の期間を持って加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

[別表 1]「サービスの提供区域」

東京都	23 区及び昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、田無市、多摩市、調布市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、保谷市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
神奈川県	厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、川崎市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、大和市、横須賀市、横浜市
埼玉県	上尾市、朝霞市、入間市、岩槻市、浦和市、大宮市、桶川市、春日部市、上福岡市、川口市、川越市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、草加市、秩父市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、鳩ヶ谷市、羽生市、飯能市、東松山市、富士見市、三郷市、八潮市、与野市、和光市、蕨市、我孫子市、市川市、市原市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、佐倉市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、流山市、習志野市、成田市、野田市、船橋市、松戸市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市
愛知県	安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、蒲郡市、刈谷市、江南市、小牧市、新城市、瀬戸市、高浜市、知多市、知立市、津島市、東海市、常滑市、豊明市、豊川市、豊田市、豊橋市、名古屋市、西尾市、半田市、尾西市、碧南市
大阪府	池田市、和泉市、泉大津市、泉佐野市、茨木市、大阪市、大阪狭山市、貝塚市、交野市、門真市、河内長野市、岸和田市、堺市、四条畷市、吹田市、摂津市、泉南市、大東市、高石市、高槻市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
京都府	綾部市、宇治市、亀岡市、京都市、城陽市、長岡京市、福知山市、舞鶴市、宮津市、向日市、八幡市
長野県	飯田市、飯山市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、更埴市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、須坂市、諏訪市、茅野市、中野市、長野市、松本市
兵庫県	相生市、明石市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、川西市、神戸市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、龍野市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市
福岡県	飯塚市、大川市、大野城市、大牟田市、春日市、北九州市、久留米市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、中間市、直方市、福岡市、前原市、宗像市、柳川市、山田市、八女市、行橋市
広島県	因島市、尾道市、呉市、竹原市、廿日市市、広島市、福山市、府中市、三原市、三次市
宮城県	石巻市、岩沼市、角田市、気仙沼市、塩竈市、白石市、仙台市、多賀城市、名取市、古川市
北海道	赤平市、芦別市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、札幌市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、美唄市、三笠市、夕張市

[別表 2] 視聴料金 300 円(消費税別)

《付則》 この規定は、平成 11 年 5 月 1 日以降、運用開始後実施します。